

## 【一元適用事業用】

管轄の労働基準監督署で

労働保険関係成立届、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の届出をしてください。

## 提出書類と必要書類

## 《提出書類》

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 雇用保険事業所設置届    | <input type="checkbox"/> 労働保険関係成立届（事業主控）    |
| <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得届 | <input type="checkbox"/> 労働保険概算保険料申告書（事業主控） |

※労働保険番号が付与されます。

成立日から50日以内に納付してください。

## 《事業主関係の必要書類》

- 法人の場合**⇒登記事項証明書（原本）3ヶ月以内
- 個人事業の場合**⇒事業主世帯全員の住民票の写し（原本）3ヶ月以内
- 事業所の実在を確認できる書類**（法人の場合登記と同じ所在地の場合は不要）
  - 自社ビル又は事業主所有家屋⇒不動産登記記載証明書又は公共料金請求書（領収書）
  - 賃貸家屋 ⇒賃貸契約書
- \*上記で確認が取れない場合は、最近事業所に届いた官公庁等からの郵便物（消印のあるもの）
- 事業実態を確認できる書類**
  - ・飲食店、古物商、医療機関、美容業、運輸、警備、介護事業等の許認可が必要な業種⇒許可証
  - ・損害保険代理店、コンビニ等⇒代理店契約書、フランチャイズ契約書 等
  - ・サービス業、コンサルティング業等⇒業務委託契約書、業務請負契約書、提案書 等
  - ・卸売、小売業、製造業等⇒納品＋請求＋領収書（一式）、原料買付＋出荷＋売上伝票（一式） 等

## 《被保険者関係の必要書類》

- 労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、雇用契約書(労働条件通知書等)、賃金台帳**

\*加入要件は ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること。  
・31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

◆**個人番号(マイナンバー)を確認**のうえ、雇用保険被保険者資格取得届に**記入**してください。

◆**前職のある方は雇用保険被保険者番号を確認**し記入してください。

・不明な場合は履歴書等職歴（会社名）の確認できる書類を添付してください。

◆**6ヶ月以上超過した場合は、さらに「遅延理由書」が必要となります。**

・6ヶ月以上遡って加入する場合（確認した日から最大2年間）は、提出書類をお預かりさせていただき、すぐに手続きができませんのでご了承ください。

◆**法人の役員等や事業主と同居の親族は、原則として加入することができません。**

**※十分に確認が取れない場合などは、ご提出の添付書類以外の書類のご提出をお願いします。**

また、事業所に直接訪問の上、事業実態及び雇用状況について確認させていただくことがあります。

※受付は、平日の午前8時30分から午後4時00分までとなっておりますが、オンラインでの処理となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

## お問い合わせ

池田公共職業安定所（ハローワーク池田）雇用保険適用課（2階②番窓口）までお願いします。

TEL 072-751-2595（21#）（R5.1）